

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第2回吉川市男女共同参画審議会	
開 催 日 時	令和3年8月6日(金)	午後 1時15分から 午後 3時05分まで
開 催 場 所	吉川市役所 305会議室	
出席委員(者)氏名	土屋 實、増田 泰彦、西山 亜弥、大月 浩史、 小林 智樹、松浦 公則、浅野 富美枝	
欠席委員(者)氏名	吉川 真由、薛 吉清、	
担当課職員職氏名	市民生活部市民参加推進課長	宗像 浩
	男女共同参画・文化交流担当副主幹	斎藤 歩美
	男女共同参画・文化交流担当主任	片桐 駿介
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1 開会 2 あいさつ 3 議 事 (1) 第4次吉川市男女共同参画基本計画(素案)について 4 その他 5 閉会 <div style="text-align: right;">※すべて公開</div>	
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)		
傍聴者の数	0人	
会議資料の名称	・次第 ・資料1 第4次吉川市男女共同参画基本計画(素案) ・資料2 第4次吉川市男女共同参画基本計画 施策の体系及び取り組み一覧	
会議録の作成方法	録音機器を使用した要点記録	
会議録確認指定者	小林 智樹委員、松浦 公則委員	
その他の必要事項		
審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)		
会長	1 開会 2 あいさつ 3 議事 議事録署名人を指名したい。小林委員、松浦委員にお願いする。 審議に入る前に、2点話をさせていただきたい。	

	<p>1点目は、資料配布時の事務局からの説明文書にあった、男女平等からジェンダー平等に変わった説明中「SDGsの国際目標の中で“ジェンダー平等”が掲げられており、性的少数者への理解が求められている中、云々」とあるが、SDGsのゴール5では、「女性・女児の人権」について言及しているが、SDGs全体の目標の中においても、性的少数者についての言及はしていない。国連加盟国中、性的少数者であることを違法としている国が37%、73カ国存在している中、SDGsにおいて性的少数者に対する差別をなくすことについて全体の承認が得られないことから、言及していない経緯がある。しかしながら、元国連事務総長は、SDGsにおいて性的少数者に対する差別をなくすことを明記していないことに対し、「性的少数者の問題は、新たな開発アジェンダ全ての項目について、分野横断的に貫いている問題であり、SDGsが掲げる“地球上の誰一人として取り残さないの社会”に性的少数者も入っている」と話している。このことについて、審議会として正しく認識して欲しい。</p> <p>2点目は、計画素案中に「性差による」「性別による」の文言があるが、どのように区別して使っているか確認したい。従来の行政関係文書では、「性差」は、身体的又は生殖機能に関わる生物学的な性(sex)の違いを指し、健康や母性に関する説明で使っている。一方、男らしさや女らしさなど、社会的・文化的に作られた性のありよう(ジェンダー)については「性別」を使っている。このことについて、文言の精査が必要と考える。</p>
事務局	<p>計画素案中の「性差による」「性別による」の文言について、定義を踏まえ事務局で精査する。また、素案全体において、送り仮名や、漢字ひらがななど、表現の統一が図れていないため、併せて精査する。</p>
	<p>(1) 第3次吉川市男女共同参画基本計画後期計画の進捗状況について</p>
会長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>内容のボリュームがあるため、章ごとに区切って説明を行い、審議をお願いします。</p>
	<p>第3章 計画の基本的な考え方</p>
会長	<p>資料1に基づき、「基本理念」「基本目標」の説明。</p>
大月委員	<p>意見等をお願いします。</p>
	<p>基本目標IVについて、女性活躍推進法に基づく位置づけであると解釈しているが、基本目標Iでジェンダー平等を掲げている中、「女性が活躍する」という文言のように“女性”だけをフィーチャーしていることに疑問を感じる。「誰もが自分らしく活躍できる環境づくり」では駄目だろうか。敢えて男女の差別を生むような表現をする必要があるだろうか。説明部分は素案の内容で良いと思うが、男女だけではなく、性的少数者も含めジェンダー平等を基本目標として掲げているのであれば、基本目標IVについても、性的少数者を含む“誰もが”活躍できる環境とすべきであり、矛盾しているように思える。</p>
事務局	<p>基本目標IVについては、女性活躍推進法に基づく当市の女性活躍推進計画として位置付けており、女性の社会や地域における参画を増やしていくための取り組みを行うものとして明記している。</p>

<p>大月委員</p>	<p>これまでの審議会の意見において、現行計画について、女性だけにスポットを充てるのではなく、「女性も男性も」の視点についてご意見をいただいているが、基本目標Ⅳについては女性活躍推進法や市の女性活躍推進計画を踏まえ、敢えて女性にスポットをあて、“女性も”と掲げ、基本目標Ⅰでは、差別解消の根底にある人権意識の尊重を、ジェンダー平等として掲げた。</p> <p>本計画の趣旨が「多様性を認め、誰一人とりこぼさない」であるならば、示すべき目標に、女性以外の方が活躍できる環境づくりは必要ないのだろうか。本文については異論ないが、基本目標として掲げる文言として“女性も”を削除し“誰もが”にしたほうが良いのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>素案を検討する中で“誰もが”についても検討したところ。しかし、現状においては、まだ女性の指導的地位に占める割合や社会参画が不十分な状況であり、次期計画で女性の参画拡大に継続的に取り組む必要があると考えた。</p>
<p>大月委員</p>	<p>基本目標Ⅳの具体的な取り組みをみると、女性だけではなく、男性も含めた取り組みが記載されている。基本目標において“女性”を掲げるのであれば、その取り組みの対象は女性だけにすべきではないか。</p> <p>また、基本目標Ⅱにおいて、DV被害者の多くは女性であることは当然だが、女性だけではなく男性の被害もある中、説明文に「被害の多くは女性であり」の表現は、あえてDV被害者は女性であることの認識を植え付けている。</p>
<p>増田委員 土屋委員</p>	<p>私も基本目標Ⅳに違和感を感じている。</p> <p>今の市の現状では、「女性が活躍する」という言葉を使わざるを得ないほど、女性への支援や取り組みが足りない状況であるということではないか。ジェンダー平等だけではなく、敢えて「女性が活躍する」という言葉を使い取り組むことで、まだ達成されていない男女共同参画を一定レベルに上げていくものと理解している。</p>
<p>大月委員</p>	<p>基本目標Ⅳの施策を見ると「まちづくりに関する学習機会の提供」「就労支援」「ワーク・ライフ・バランス」など女性に特化していない中、基本目標のタイトルが「女性も」なのか、「誰もが」ではないか。また、「誰もが」にした場合、基本目標Ⅳの文章は全て「女性が」の表記になっておりおかしくなる。「誰もが活躍し、とりわけ女性が活躍できる環境云々」というように並列していれば理解できる。</p>
<p>会長</p>	<p>ジェンダー問題の最大の問題は、男女の格差をなくすことである。重点的に取り組むこととして「女性」という言葉が入っても、「誰もが」を否定するものではない。しかし、個人の意見としては、基本目標Ⅳの施策に、女性活躍推進計画の必要な内容が書かれているので、タイトルは「誰もが」でも良いと思う。本件について、委員の意見を踏まえて事務局で検討いただきたい。</p>

事務局	<p>第4章 計画の展開</p> <p>資料1、資料2に基づき、「計画の体系」及び「取り組み内容」について、新規・拡充事業を中心に説明。</p> <p>なお、29ページ「I-3 国際的な視点立ったジェンダー平等に関する情報発信」について、現行計画と同様に「国際的な視点立ったジェンダー平等の推進」に変更したい。</p>
会長 大月委員	<p>基本目標 I</p> <p>まず、基本目標 I の施策等について、意見等をお願いします。</p> <p>「I-2 ジェンダー平等教育の推進」と「I-3 国際的な視点立ったジェンダー平等に関する情報発信」の違いは何か。</p>
事務局	<p>男女共同参画基本法において、国際的な視点に立った取り組みについてうたわれていることから、他自治体においても本項目に触れて記載しているところ。市町村レベルでは内容は多くないが、SDGs の流れを受けて取り組んでいることに触れて本項目を掲げている。</p>
会長	<p>男女共同参画基本法では、国レベルで国連との国際的な繋がりがあるが、市町村レベルでは、外国籍の人との共生問題として理解することが多い。国際友好協会との連携した文化交流や、防災等の行政からの文書を多言語で用意するなどの情報発信が挙げられる。</p>
増田委員	<p>大もとになる法律等に則さず、シンプルにできないものか。</p>
事務局	<p>事務局での検討において、「多文化共生の地域づくり」を「基本目標 III とともに支え合う地域社会づくり」に入れるべきか、迷った経緯がある。</p>
会長 事務局	<p>他計画の例のように、関連する施策に再掲する書き方もある。</p> <p>ご意見を踏まえ、項目の組み替えを含め検討する。</p>
会長	<p>基本目標 II</p> <p>次に、基本目標 II の施策等について。まず、新規事業である「包括的な支援体制の構築」について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「包括的な支援体制の構築」については、福祉部署において、地域共生社会の観点から体制の構築が国から求められているところであり、検討が進んでいる。税金や年金などの滞納から生活困窮につながることもあり、福祉部署に限らず関係窓口や社会福祉協議会などの関係機関との連携を想定している。また、児童虐待や生活困窮、介護問題など、問題が多岐に渡っている場合は、地域福祉課が窓口となり連携・情報共有の場の調整を行うほか、相談窓口がわからない人のための受け皿となって、関係機関に繋ぐことを想定している。</p>
会長 西山委員	<p>基本目標 II について、意見等をお願いします。</p> <p>大月委員の意見と同様に、「DVの被害の多くは女性であり」の言葉に引っかかった。ジェンダー平等を掲げるのであれば、読み手が、DVは女性がメインの問題であるかのように無意識に認識してしまうような、男性や女性に限定する表現は避けたほうがよい。</p>
大月委員	<p>30ページの基本的認識においても、「女性が」の表現が各段落に出てい</p>

会長	<p>る。この表現によって、男性被害者が声を上げづらくなり、誰一人取りこぼさないことと矛盾している。</p> <p>以前は、DVは圧倒的に女性の被害が多く、児童虐待における性暴力についても女児が多かったが、近年は男児の被害もある。これまで見えづらかったこのような状況を踏まえて、DV問題に取り組むことについての説明が必要であると思う。</p>
松浦委員	<p>今の議論で、DV問題における男性の被害について認識した。誰一人取りこぼさないことを踏まえると、DV問題が女性だけに限らない問題であることの表現が必要だと思う。</p>
会長	<p>基本目標Ⅲ</p> <p>次に、基本目標Ⅲの施策等について、意見等をお願いする。</p>
増田委員	<p>災害時の取り組みについて、本計画とどのように関係があるのか。</p>
会長	<p>私自身、東日本大震災を仙台で経験している。災害は、家庭環境や性別、健康上の問題等によって、被害の状況が変わってくる。その中で、女性においては、男性に比べ非常に大きな被害を受けることがある。災害対策基本法や防災計画においても、女性視点に立った防災・減災対策が言われている。</p>
増田委員	<p>理解した。</p>
会長	<p>本文に「多様な視点」の文言が出てきているが、「多様性に配慮した視点」に修正したほうがよい。</p>
大月委員	<p>33ページの後段の「女性や子ども、脆弱な状況にある人々」の記載について、高齢者やハンディキャップのある方の視点があったほうが良い。災害時においては、高齢者やハンディキャップを持った方への支援が優先されるので、そのうえで、女性や子どもと記載してはいかがか。</p>
会長	<p>計画素案では、従来の計画を継承するものがある中、ジェンダー平等を前面に出すことによって、表現の修正が必要なものがある。</p>
西山委員	<p>35ページの「切れ目のない子育て支援」の取り組み内容をみると、就学前の子どもに対する取り組みばかりで、高学年の小学生から高校生までの支援についての取り組みが見当たらない。中高生の問題として、いじめや不登校の問題がある。10代の子どもに対する子育て支援はどのように考えているか。</p>
事務局	<p>「子育て家庭総合支援拠点」は、未就学児に限らず中高生を含めた子育て支援の体制であると認識している。説明が未就学児のみに受け取られてしまうのであれば、補足しても良いと考える。</p>
大月委員	<p>「子育て家庭総合支援拠点」は、今年度または来年度までに子育て支援課に職員1名を配置するのみと聞いている。</p>
会長	<p>中高生などヤングアダルトを抱えた家庭への支援は、計画の取り組みとして出てきづらい。若い世代の性暴力については、民間の活動も出てきたところ。行政の取り組みとしては難しいと思うが、必要な取り組みである。</p>
事務局	<p>市の子育てに関する計画には、就学以降の子育ても含めて網羅的に施策</p>

<p>会長 大月委員</p>	<p>が記載されている。素案の切れ目のない子育て支援の取り組みが5つあり、未就学児への取り組みに偏っているので、担当課と調整しながら事務局で整理する。</p> <p>基本目標Ⅳ</p> <p>次に、基本目標Ⅳの施策等について、意見等をお願いします。</p> <p>基本目標ⅣとⅡのタイトルには、女性活躍推進計画や配偶者暴力基本計画などの計画名が併記されているが必要だろうか。説明の中で各基本目標の取り組みが計画として位置付けていることの記載があれば、基本目標に併記しなくて良いと考える。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>「男性職員の育児参加の促進」について、具体的に推進できるものか。</p> <p>吉川市役所が特定事業主として策定した行動計画においても、令和7年度までに男性職員の育児休暇取得率30%を目標としている。今年度では、すでに2名の男性職員が取得している。</p>
<p>西山委員 事務局 土屋委員</p>	<p>男性職員の育児休暇期間はどの程度だったか。</p> <p>1カ月程度取得したと聞いている。</p> <p>民間の場合、労働組合によって、育児休暇の取得など労働条件向上のための具体的な取り組みを話し合う職場協議会のようなものがある。市役所でもそのような取り組みがないと、目標を掲げるだけでは進まないと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>第5章 計画の推進</p> <p>資料1に基づき、「重点事業」「計画の進捗管理」及び「計画の推進体制」について説明。</p>
<p>会長 増田委員</p>	<p>第5章について、意見等をお願いします。</p> <p>「DV相談の有無」の成果指標の目標値を5%としているが、適正な指標だろうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>基礎調査において、DV被害者のうち約1割程度の人が、相談したかったが相談しなかったと回答している。DVが暴力であることの認識を広めることや相談窓口を周知することによって、成果指標を目指せるものと考えている。</p>
<p>増田委員 大月委員</p>	<p>現状を踏まえた指標として理解した。</p> <p>本来であれば、DVそのものが減ることが好ましいと思うが、指標とするには難しい。またDVの内容まで知っているかの質問はおかしいと思う。</p> <p>指標や数値目標について、本計画が10年計画でありながら、一部の目標値が令和7や8年度までとしているが、10年後である令和13年度の数値目標を掲げるべきではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本計画は、社会情勢や計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直すこととしている。目標年度が10年満たない指標については、各個別計画等で掲げられているものであり、それ以降の数値目標が設定できないことから、このような表記としたところ。概ね5年後の見直しのタイミングで、改めて目標値を設定する予定である。</p>
<p>大月委員</p>	<p>10年計画でありながら、10年後の数値目標が設定されていないことに</p>

事務局	<p>については問題ないのか。</p> <p>数値目標については、10年後の目標値を掲げることを原則としているが、多分野に跨る計画においては、10年後の目標値を掲げることはできなくても、必要な取り組みとして記載し、目標値は整合を図ったうえでの記載としているので問題はない。</p>
会長	<p>DVそのものの件数については、数値として捉えにくい。市町村レベルの計画においては、「DVとして認識していない」「相談するほどでもない」のような認識を改め、被害にあったときには率直に相談できるしくみづくりが求められる。</p> <p>もう1点、成果指標について、県の計画では、女性委員の割合が40%から60%を占める審議会等の割合を指標とし、現状63%に対し、目標値を75%としている。40%から60%を占める割合の必要性については、一人では意見を言いづらくても少数者が3割入ると、全体が変わるといふ米社会学者のロザベス・モス・カンターの理論である。現行計画では、審議会等において一方の性に偏らないこととし、市男女共同参画推進条例においても、審議会における女性委員の割合を4/10未満にならないことをうたっている。吉川市では、女性委員が40%以上の審議会の割合が33.3%であり低い状況である。新たな成果指標として「女性委員が40%以上の審議会の割合」を追加してはいかがか。</p>
事務局	<p>現在36審議会のうち、女性が一人もいない審議会が存在するが、全て職のため、組織の代表者が女性にならない限り、女性委員を増やすことが難しい中、目標値の設定に迷う。</p>
会長	<p>市の実情に合わせて設定するのが好ましい。また、国では「女性委員ゼロの審議会をなくす」ことを指標としているので、こちらでも良い。</p>
事務局	<p>実態を踏まえ、目標値を設定する。</p>
事務局	<p>第1章 計画の策定にあたって 第2章 これまでの取り組みと課題</p>
事務局	<p>前回の審議会において「計画策定の基本方針」及び「基礎調査の報告」において説明していることから、説明は割愛。</p> <p>計画タイトル案について、第1次・第2次計画のタイトルとしていたことや、今の時代に合致していると考え、「よしかわパートナーシップアクション」を案として提案する。</p>
会長	<p>ご意見等をお願いしたい。</p>
土屋委員	<p>いいと思う。</p>
増田委員	<p>新たに考えた案ではないようだが、いいと思う。</p>
大月委員	<p>「パートナーシップ」とはどういう意味か。</p>
事務局	<p>関係者等の双方が連携・協力し合うことで、相乗効果を通して、実現困難なことを達成する仕組みを指している。</p>
会長	<p>行政と市民との市民協働もパートナーシップであるが、本計画においては、男性と女性、多様な立場の人など市民間において、対等な立場で、連携して行動することである。</p>

増田委員 会長	<p>1対1のようにも捉えられるが、市民みんなでのイメージなら良い。 以上をもって、審議を終了する。本日の意見等を踏まえ、事務局において計画素案の策定をお願いする。</p>
事務局	<p>4 その他</p> <p>今後の予定として、計画案を策定後10月から11月にパブリックコメントを行い、市民への公表及び意見聴取を行う予定。この後、第3回審議会を開催し、計画素案に対する審議会の答申をお願いする予定。現審議会委員の任期が10月1日であるため、第3回審議会については、改選後の新たな委員での審議となる。</p> <p>現委員の皆様におかれましては、2年間ありがとうございました。</p>
小林副会長	<p>5 閉会</p>
<p>以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 3年 8月 24日</p> <p>署名委員 小林 智樹（自署） 署名委員 松浦 公則（自署）</p>	